

| | | | |
|---|----------------|----|------|
| 京都大学 | 博士(文学) | 氏名 | 伊藤啓介 |
| 論文題目 | 日本中世の信用制度と貨幣経済 | | |
| <p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文の課題は、日本中世の信用制度、すなわち切符系文書や割符といった中世の手形について、その決済システムや手形の段階差、信用や流通のありかたとその変化を検討することで、中世における渡来銭受容にともなう貨幣・流通経済の変容の様相を明らかにすることである。</p> <p>現在、渡来銭の受容については、いわゆる発展段階論に基づく国内商品・流通経済の発展の帰結として論ずるかつての傾向が排され、銭貨史料を統計的に処理した結果から導き出される渡来銭流通の時期区分と、中国大陸からの大量流出の時期をくみあわせた時期区分論を中心に論じられている。だが、「中世日本社会が、なぜ渡来銭を受容したのか」という根本的な疑問について、中世前期日本に特有の貨幣経済や流通経済、あるいは社会条件から論じられることは少ない。</p> <p>そうした研究の現状に鑑み、本論文では渡来銭流通開始時の朝廷の貨幣政策から、その受容が国家財政に与えた影響を明らかにしたうえで、中世における信用制度、すなわち割符を代表とする中世の手形のしくみと信用に焦点をあてて立論している。手形の流通を支えたしくみと信用について論ずることは、当時の貨幣流通の様相、商品流通の構造、さらには社会上の観念・通念を論ずることでもあるからである。</p> <p>第1章「鎌倉時代初期における朝廷の貨幣政策」は、近年の主流である社会における銭貨の受容と国家とを切り離れた議論において論じられてこなかった朝廷の貨幣政策の要因と契機とを、とくに財政面から再検討するものである。</p> <p>この時期、諸国等の色代納における換算価格の目安として、「沽価法」が絹基準で定められていたが、11世紀末以来の絹の購買力低下により市場での絹基準価格が混乱し、換算価格の決定が中央官司と諸国司との間で混乱・紛争のもととなる可能性があった。朝廷はそれを防ぐため、絹基準の「沽価法」に基づく価格体系を維持しようとした。銭貨禁令は、そのための補助手段だった。銭貨禁令は、治承年間から議論がみられるが、定着したのは文治から建久にかけてである。閑院内裏の造宮や伊勢・宇佐の遷宮といった大規模造営の時期とかさなり、そのための一国平均役徴収の実務における混乱防止が、銭貨禁令の契機となったと考えられる。</p> <p>承久の乱以降、各国から中央官司への未進が増加し、用途調達手段が任官功中心に変化した結果、沽価法に基づく価格体系維持の重要性が減少していった。そのようななか、嘉禄元年の宇佐遷宮が、諸国の対捍により延引したことが、銭貨流通容認の契機となった。内乱による統制力の低下にともない、朝廷は銭貨による収納を拒否しき</p> | | | |

れなくなったのである。

11世紀、大寺院などによる封戸物督促の際に、財政官司が諸国から物資を収納して分配するのではなく、切符系文書と総称される官司間の支払委託文書や返抄（受領書）を発給し、被支給者が受領等のもとに持参して直接現物を受け取るというしくみが用いられていた。これらの文書は手形・信用経済の萌芽とみなされている。受領の組織した徴税と流通の機構の活動が、国家の会計制度のもとその信用を支えていたとされ、11世紀の流通経済において高く評価されてきた。だが実際に切符系文書を用いて封戸物の輸納にあっていた寺使について、流通・輸送業・商業との関係が多く指摘されてきたにもかかわらず、これまでその位置づけがはっきりしていなかった。

第2章「東大寺封戸輸納と寺使」ではとくに東大寺寺使について、さまざまなレベルの領主がその家政機関として組織していた流通集団が寺使として動員されていたこと、また彼等が受領の流通機構に動員されることもあったことを指摘している。また東大寺封戸物輸納において用いられた仮納返抄・催牒の勘合事務を再検討し、仮納返抄・催牒による封戸物輸納のシステムが、信用のおける受取人（＝寺使）に参加者が限定されている「クローズド」なシステムだったために、円滑な運用が可能になっていたことを明らかにしている。つまり11世紀の東大寺における封戸物輸納を実現していたのは、彼等「領主の流通集団」であり、彼等が受領の流通の機構をはじめ、さまざまな受納者によっても動員されて、国家的・財政的な流通を担っていたのが、当時の流通構造だったのである。

為替は遠隔地間の逆方向の送金関係の決済を、現金輸送をとまわずに同一地域内の代金決済に振り替えて行うこと、と定義される。ゆえに為替の一種である中世の割符を分析する際には送金関係の振替の構造を明らかにしなければならないにもかかわらず、先行研究では割符という文書の動きばかりが注目され、為替としてのしくみは検討されてこなかった。第3章「割符のしくみと為替・流通・金融」では割符が、商品仕入原資等の「京都から地方へ」の送金と、荘園制に基づく「地方から京都へ」の貢納による送金という、遠隔地間の逆方向の送金関係を、割符の振出・決済という地域内の代金決済に振り替えるというしくみによって発行されていたことと、割符の振出地と支払地が同地か、それとも遠隔地かによって、「預かり文言型」・「為替文言型」という二種類に分類されることを明らかにしている。

割符は地方から京都への貢納送金の手段であると同時に、遠隔地商人による京都から地方への仕入原資の送金、あるいは地方での借錢手段でもあった。商人たちは当時存在した都鄙間価格差を利用して利益をあげるために、割符を利用していたのである。このように割符とは、為替・流通・金融が組み合わさった取引で、荘園制貢納と商品流通とを「送金関係の交換」によって互恵的に結びつける役割を果たしていたのである。

第4章「割符と替文」では、替文と割符の相違、および両者の段階差の有無が検討

されないまま議論がすすんでいる現状を批判し、改めて替文と割符とをその文言と役割から比較している。まず替文について検討し、それが銭貨と引換えに受取人に渡されて、支払人に呈示することで替銭を受け取る手形の役割を果たす「符牒」と、支払人に対して銭取引の金額・符牒・受取人の情報について通知し、替銭支払いを指図する「支払指図」の二通の文書によって、替銭取引が運用されていたことを明らかにしている。つづいて、割符と替文の共通点として、割符も替文と同様に、「符牒」としての割符と、「支払指図」によって運用されていたこと、逆に相違点として、割符が流通性を持っていたのに対して、替文が流通性をもたない前提で取引が行われていたことを論じている。そのうえで、替銭取引と割符取引の段階差を、割符が流通性をもつことによって、直接出合って銭貨の交換を行うことが必須の替銭取引が、仲介者を通じて割符をやりとりすることで直接会えない相手との取引の成立が可能となったことと、割符の定額化により、どの相手とも常に同一金額の取引を行うことが可能になったことに求めている。

このような割符取引が考案されたのは、14世紀初頭に代銭納が一般化したことによって、京都あての貢納送金の需要が増えると同時に、巨大な京都の都市需要を充たすための商品流通の活性化がおこったことによる。商品荷物の輸送と貢納送金を結び付け、送金・借入手段としての替銭取引をより効率よく、より多く成立させるために、割符取引が考案されたのである。

第5章「割符の流通とその信用構造」は、割符の決済が拒否される「違い割符」に注目して、割符の流通とそれを支えた信用について論じたものである。違い割符の事例を検討すると、①支払人には、割符の決済を拒否しても免責される場合があった、②決済実績がある支払人・取次人による割符が信用された、③違い割符となった場合、その代銭は直接の取次人に請求される、などのことが判明する。このうち①から、信用ある振出人・支払人による割符であっても違い割符となる例があることになり、信用の根底に「中世的文書主義・文書フェティシズム」があるという議論は成立しないこと、また②・③からは割符の信用はその支払人と直接の取次人の信用によって支えられており、割符の信用を判断する場合は、直接の取次人の信用がより重要であったことが分かる。つまり、割符を取り次ぐ当事者どうしが直接、いわば「信用の鎖」ともいべき信用関係に結ばれている場合にのみ、割符は流通していたのである。彼等は信用を守る限り、安定した金融を得ることができるとは、それを失った場合、取引から排除され、生業自体を失ってしまう。違い割符のリスクにもかかわらず割符が信用されたのは、取次人に対して、彼が自身の信用を守ろうとすることを期待できたからなのである。このことは、当時の商人たちに約束と信用を守ろうとする観念が共有されていたことを示す。割符の流通を支えたのは、商人たちに共有されていたこの信用を大切にす観念だったのである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本中世の信用制度、すなわち割符を代表とする中世の手形について、その決済システム、および信用や流通のあり方とその変化を検討することで、中世における渡来銭受容にともなう貨幣・流通経済の変容の様相を明らかにしようとしたものである。

中世の貨幣経済と信用制度については、戦前に総合的な探究がなされ、研究の大枠が定まった。戦後にも研究は続けられ、荘園の代銭納や銭貨受容の諸段階に関して新しい知見が加えられたが、大枠は揺らぐことはなかった。そうしたあり方が大きく変化するのは1990年代にはいつてからである。まず渡来銭受容論では東アジア全体の貨幣状況という視点がうちだされ、日本における銭貨の流入が中国の貨幣圏や貨幣政策との関わりで捉えられるようになった。また商品貨幣論では平安時代、米・絹・布の貨幣としての流通により、一定の交換経済の発展がみられたことが渡来銭受容の前提になったと指摘された。さらに中世手形論でも新たな展開がみられ、手形の分類、その流通のしくみや信用のあり方について、活発な議論が繰りひろげられた。しかしながら、渡来銭の禁止と受容をめぐる問題は依然として未解決のままであり、割符のしくみやその流通を支えた信用のあり方も史料的な制約もあり、十分には解明されていない。こうした課題に対し論者は、信用制度についての豊富な知識を駆使した史料の読み直しを通じて、新しい解答を与えようとしている。

本論5章からなる本論文の成果は数多いが、主要なものは次の5点になろう。まず第一に、鎌倉時代初期における朝廷の貨幣禁令発布の要因と契機を明確にしたことである。平安時代以来、諸国が朝廷に物品を納めるにあたって、換算の目安として「沽価法」が絹基準で定められていたが、11世紀末から絹の購買力が低下したことにより、市場での絹価格が混乱し、換算価格の決定に際し、中央官司と諸国との間で紛争が生じるおそれがあった。朝廷はそれを防ぐため、絹基準の「沽価法」にもとづく価格体系を維持しようとした。銭貨禁令はそのための手段であった。銭貨禁令自体は、平安末の治承年間から議論がなされているが、定着したのは鎌倉初めの文治から建久にかけてである。この時期、閑院内裏の造宮や伊勢・宇佐の遷宮といった大規模な造営が重なり、その費用にあてる一国平均役徴収の実務における混乱を防止することが求められた。そしてこれこそが禁令の契機となったと論者は捉える(1章)。貨幣禁令発布を要因と契機に分けて論じたのは卓見であり、その歴史的な意義を究明するうえで重要な貢献となろう。

第二に、11世紀における封戸物輸納システムの特質に迫ったことである。11世紀、大寺院などが封戸物を督促する際に、切符系文書と総称される官司間の支払委託文書や返抄(受領書)が用いられていた。論者は、これらの切符系文書を用いて封戸物の輸納にあっていた寺使に注目し、さまざまなレベルの領主がその家政機関に組織していた流通集団が、寺使として動員されていたばかりか、彼らが受領の流通機構

に組み込まれることもあったとする。そのうえで東大寺封戸物輸納における決済事務を再検討し、これらの切符系文書による封戸物輸納のシステムが、信用における受取人に参加者が限定されている「クローズド」なシステムであったために、その運用が円滑に行われていたと指摘している(2章)。11世紀の切符系文書が用いられる信用の構造を明確化した点は、信用制度の段階差を明らかにするうえで大きな意義をもっている。

第三に、割符のしくみとその役割を実証的に解明したことである。論者はまず、割符は送金地における現銭と、①受取地での「商品売上代価を受けとる権利」とを交換する型と、②受取地に「預けてある現銭を受けとる権利」とを交換する型の二つに分類され、それぞれ割符の「為替文言型」と「預かり文言型」に対応すると捉える。そのうえで為替のしくみを適応し、割符が商品仕入原資等の「京都から地方へ」の送金と、荘園制にもとづく「地方から京都へ」の貢納による送金という遠隔地間の逆方向の送金関係を、割符の振出・決済という地域内の代金決済に振りかえるというしくみによって発行されていたこと、したがって割符は地方から京都への貢納送金的手段であると同時に、遠隔地商人による京都から地方への仕入原資の送金、あるいは地方での借錢手段でもあり、荘園制貢納と商品流通とを「送金関係の交換」によって互恵的に結びつける役割を果たしていたと論じる(3章)。

第四に、受取人を特定する替銭取引(替文)と特定しない割符取引の段階差を明確にしたことである。論者はまず、替文について検討し、それが銭貨と引き換えに受取人に渡されて、支払人に呈示することで替銭を受けとる手形の役割を果たす「符牒」と、支払人に対して銭取引の金額・符牒・受取人の情報を通知し、替銭支払いを指図する「支払指図」の二通の文書からなること、また割符が流通性をもつのに対し、替文は流通性を欠いていることを明らかにする。ついで替銭取引と割符取引の段階差を論じ、割符が流通性をもつことによって、仲介者を通じて直接会えない相手と取引できるようになったこと、また割符の定額化により、どの相手ともつねに同一金額の取引を行えるようになったことにその違いをみている(4章)。

そして第五に、割符の流通を支えた信用構造を究明したことである。論者はまず、決済が拒否される「違い割符」の事例を検討し、割符の信用を判断する場合、直接の取次人の信用がより重要であったこと、つまり割符を取り次ぐ当事者どうしが直接、いわば「信用の鎖」ともいべき信用関係に結ばれている場合にのみ、割符は流通していたことを導きだす。そのうえで、違い割符のリスクにもかかわらず割符が信用されたのは、取次人に対して、彼が自身の信用を守ろうとすることを期待できたからであり、割符の流通を支えたのは、商人たちに共有されていたこの信用を大切にす観念だったと結論づける(5章)。割符をめぐるこれらの成果はそのしくみと役割、替文との段階差、およびその流通を支えた信用のあり方など、割符に関する諸問題に対して、それぞれ新しい理解を示したものであり、今後の議論の礎になろう。

以上のように、本論文は中世の貨幣流通と信用制度の研究に多くの新知見をもたらしている。とくに史料的な制約が厳しい割符をめぐる諸問題に果敢に取り組み、従来の研究に修正を迫る優れた成果をあげた点は高く評価すべきであろう。とはいえ、望むべき点もいくつかみられる。論述にあたり、論理的な飛躍がみられる箇所があること、いくつかの史料でその解釈に改善の余地が残されていること、信用制度と密接に関連する商品流通経済展開に対する独自の見通しを欠いていることなどである。しかしこれらも博士論文としての価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2009年12月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。